

藤沢市保育所条例の一部改正について  
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢市立柄沢保育園の項中「柄沢235番地」を「柄沢一丁目6番地の5」に改める。

別表第2中「市町村民税所得割課税額」を「市町村民税所得割合算額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法の例により算定した額をいう。

別表第3中「市町村民税所得割課税額」を「市町村民税所得割合算額」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、前表備考に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

別表第3備考2中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考3及び備考4を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、柄沢一丁目、柄沢二丁目、並木台一丁目、並木台二丁目及び渡内五丁目の区域の設定に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分

の効力が生じた日から施行する。

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成30年9月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業に係る町の区域の設定をすることに伴い保育所の位置の表記が変更となること並びに子ども・子育て支援法施行令等の一部が改正され、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例が設けられたこと等から、所要の改正をする必要による。